

令和7年分 申告納税相談日程表



- 今年度の申告納税相談は、午前・午後での地区分けはありません。
- 受付時間は、【午前8時30分から12時】、【午後1時から3時まで】です。
- 各会場、最終日は受付時間が異なりますのでご注意ください。

※★フリー（受付：午後2時から3時まで）は、地区割りの日に来庁できない方が対象です。

日 時			地 区			納税相談の場所	
月	日	曜	午前8時30分～12時	午後1時～2時	午後2時～3時		
2	16	月	上山・本郷・松本・大郷戸			★フリー	農村環境 改善センター Tel 72-0139
	17	火	長堤・原・本沼				
	18	水	前沢・荒町・小泉本田・小泉山根・梅ヶ内				
	19	木	東田井上・東田井下				
	20	金	上町・東町・下町・仲町・後町・駅前・七井中央・大和田・里東・益子リパティビル			★フリー	
24	火	大沢本郷・大沢宿・大沢里・新福寺・本郷東・本郷西・北原					
25	水	北中・中村・角ノ川・仲之内・風戸・小宅東・小宅西					
26	木	芦沼・舟橋・青田・大平・山王前・山王後・富士山					
27	金	台町・田中					
3	2	月	新町・田町・西明寺・一ノ沢			★フリー	役場大会議室 Tel 72-8833 (税務課直通)
	3	火	生田目北・生田目南・石並・北益子				
	4	水	塙上(1, 2)・内町・栗崎				
	5	木	塙下(1, 2)・上大羽				
	6	金	星ノ宮上(1, 2)・下大羽				
	9	月	城内・サヤド(サヤド上1, 2、サヤド下、北郷谷)				
	10	火	星ノ宮下(1, 2)・栗生・雇用促進団地・星ノ宮団地				
	11	水				★フリー	
	12	木					
	13	金					
	16	月					

※最終日の受付は午後2時までです。

※最終日の受付は午後2時までです。

申告に必要な書類等

- ①マイナンバーカード
※マイナンバーカードをお持ちでない方は通知カードまたは住民票の写し（マイナンバーの記載があるもの）と、身元確認ができる書類（運転免許証、パスポートなど）
- ②令和7年中(1月1日～12月31日)の、1年間の収入を明らかにできる書類
○「源泉徴収票」や「支払証明書」（給与・年金・賃金・報酬など）
○農業、営業、不動産収入などのある方は、「収支内訳書」
※収入・経費を、【項目ごと】に合計額を計算した **収支内訳書** を作成してきてください。
- ③各種控除を受けるための領収書・証明書
○生命保険（一般の生命保険・個人年金・介護医療保険）、地震保険（地震保険・旧長期損害保険）
○社会保険（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など）
○医療費通知、医療費控除の明細書※、保険金などで補てんされた場合はその金額が分かるもの
※領収書を【個人】【医療機関】ごとに分け、支払合計額を計算した **明細書** を作成してきてください
○障害者手帳、障害者控除対象認定書など
○その他の所得控除や税額控除にかかわる証明書や領収書

【注意】収支内訳書や医療費控除等の明細書は、自宅で作成してきてください。
作成していない場合、申告をお受けできない場合がありますので、ご了承ください。



下記に該当する方は、税務署での申告となります(役場では受付できません)

- 譲渡所得(土地・建物・株など)にかかわる申告の方
- 青色申告の方
- 住宅借入金等特別控除の適用1年目の方
- 消費税申告の方

※入場整理券が必要です。国税庁LINEアカウントから、または当日会場にて取得してください。



国税庁LINEアカウント

裏面もご確認ください

年金収入のみの方などの住民税申告について

申告納税相談におきましては、特段のご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、今年も申告相談待ち時間の短縮を目的として、下記のとおり住民税申告の日を設けます。
申告相談人数の分散を図るため、下記のとおり対象者を限定しておりますので、ご注意ください。
また、会場の混雑緩和のため、車などでお待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

◆対象

◎年金収入のみの方で、①～③の要件にすべてあてはまる方

- ①年金から所得税が源泉徴収されていない方
(2箇所以上から受給している方は、すべての年金から源泉徴収されていないこと)
- ②年金収入の合計が400万円以下の方
- ③医療費控除・生命保険料控除・地震保険料控除などの所得控除の手続きをされる方

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	区分				個人番号														
	住所	芳賀郡益子町大字〇〇123-4																	
	フリガナ	マシコ タロウ			生年月日	明治		大正		昭和		平成							
	氏名	益子 太郎																	
区分		支払金額				源泉徴収税額													
法203条の3第1号適用分		1, 234, 567				0													
法203条の3第2号適用分		0				0													
法203条の3第3号適用分		0				0													
法203条の3第4号適用分		0				0													

支払金額の合計が400万円以下であること。

源泉徴収税額がすべて0であること。

◎非課税所得(障害年金・遺族年金など)のみの方

◎収入がなかった方

上記以外の方は、裏面日程表の地区割りの日に申告してください。
(農業所得や不動産所得がある、所得税の還付を受けるなど)

◆日時

2月5日(木)・6日(金) 午前9時～12時、午後1時～3時

※地区ごとに日時を指定しておりますので、ご確認ください。

月	日	曜	午前9時～12時	午後1時～3時
2	5	木	益子地区	田野地区
	6	金	益子地区	七井地区

◆場所

益子町役場2階 大会議室 (都合により変更となる場合があります)

◆持参するもの

・マイナンバーカード ※マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードまたは住民票の写し(マイナンバーの記載があるもの)と身元確認ができる書類(運転免許証、パスポートなど)をお持ちください。

・源泉徴収票

<所得控除の手続きをされる方>

・生命保険料・地震保険料等の控除証明書

・医療費通知または医療費控除の明細書

※医療費の領収書を【個人】、【医療機関】ごとに分け、それぞれの支払合計金額を計算して、明細書を作成しておいてください。

申告の内容によっては再度来庁していただく場合がありますので、ご了承ください。